

海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条に規定する特定事業として選定するに当たり、同法第11条第1項の規定により、客観的な評価を行ったので、別紙のとおりその結果を公表します。

令和2年9月3日

防衛大臣 河野 太郎